平成２１年（フ）第１６０８９号
東京都葛飾区東新小岩２丁目６－７－304
債務者　川嶋　　努（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０９８号
東京都江東区東陽４丁目３－12－203
債務者　柿沼　　淳
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０９９号
東京都小平市小川東町１丁目21－６－206
債務者　佐藤　正吉
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５９号
横浜市鶴見区潮田町１丁目34番地　たつの荘201
債務者　池田　咲江（旧姓戸澤）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２号
愛媛県西宇和郡伊方町河内50番地高門ビル２－１号室
債務者　原　　一未
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１５５号
香川県丸亀市富士見町１丁目１番12号
債務者　安部　數一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５６号
香川県丸亀市富士見町１丁目１番12号
債務者　安部　蓉子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５７号
香川県丸亀市富士見町１丁目１番12号
債務者　安部登志夫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１６４号
香川県綾歌郡宇多津町231番地県営住宅５－203
債務者　山下　静子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２１３４号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目18番地３
債務者　門馬　　聡
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６号
石川県小松市下粟津町ヤ70－１　矢伝明英方、住民票上の住所石川県小松市蓮代寺町ヌ150番地２
債務者　寺岡庄三郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４２８号
静岡県浜松市南区倉松町269番地、前住所静岡県袋井市高尾1547番地の121
債務者　阿部　剛志
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
秋田県大仙市豊川字八卦79番地８
債務者　渡邉　照満
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第９０号
秋田県大仙市南外字下湯ノ又50番地１
債務者　伊藤　伸博
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第５４２号
岡山市北区中撫川277番地１
債務者　山﨑　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部